

※ このお知らせは、平成23年度厚生労働省予算案に基づくものです。

事業主の皆さまへ

# 「両立支援レベルアップ助成金」は 平成23年9月1日から変更を予定しています。

平成23年度厚生労働省予算案において、両立支援レベルアップ助成金の各コースは、以下のとおり改正される予定です。

## ◎ 主な改正予定の概要

### 1 労働者数301人以上の事業主は、代替要員確保コース、休業中能力アップコースが廃止されます

代替要員確保コースと休業中能力アップコースの対象事業主は、以下のとおり変更されます。

現行	改正後
中小企業及び大企業	⇒ 労働者数300人以下の事業主

※平成23年8月31日までに要件を満たしたものについては、平成23年9月1日以降は都道府県労働局雇用均等室にて申請を受け付けます。

### 2 育児・介護費用等補助コースが平成24年1月の申請をもって廃止されます

※平成24年1月の申請は、都道府県労働局雇用均等室にて受け付けます。

### 3 助成金の申請先が変わります

両立支援レベルアップ助成金の各コースは、両立支援助成金又は中小企業両立支援助成金として再編され、申請先が以下のとおり変更されます。

現行	改正後
平成23年8月まで	⇒ (財)21世紀職業財団地方事務所
平成23年9月から	⇒ 都道府県労働局雇用均等室

<お問い合わせ先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室  
03-5253-1111内線7859